

障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

令和 10 年度末の目標

障害者が住み慣れた地域のなかで、自立して暮らし続けることができるよう、障害特性に応じた住まい・日中活動・就労・意思疎通の支援や障害福祉サービス等、障害者のライフステージに合ったサービスを充実

現状と課題

障害者一人ひとりの自立した地域生活を支えるため、障害の特性に応じた就労の支援や通いの場の整備、重度障害者のグループホームの増設や医療的ケアに対応したショートステイの整備、「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」の制定などに取り組んできました。

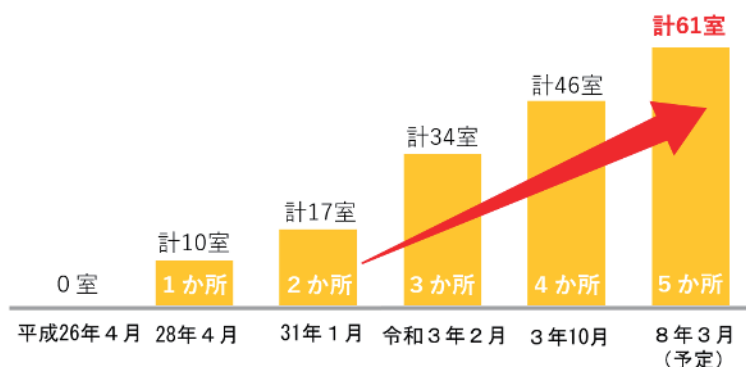
一方、障害者の重度化・高齢化、家族の高齢化が進んでいます。医療の進歩により、医療的ケアが必要な方も増加しており、住まいや通いの場、ショートステイなどが不足しています。令和 3 年 6 月に成立した医療的ケア児支援法の理念を踏まえ、どんなに障害が重くても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療的ケアが必要な方への支援の充実が必要です。

障害者の法定雇用率の上昇に伴い、就労する障害者が増加する一方、就労の定着が大きな課題となっています。離職を防止するため、本人や雇用する企業に対する支援を充実することが必要です。

障害者を支える家族から、介護負担の軽減を望む声や、発達障害児の子育てに関する悩みなどが多く寄せられています。就労をしながら障害者を支える家庭も増加しており、家族支援の充実が必要です。

精神的な障害に加え、ひきこもりや 8050 問題など複合的な課題を抱える世帯が増加しています。事態が深刻化する前に早期に発見し、地域で支えていくための仕組みづくりが必要です。

〈重度障害者グループホームの整備の推移〉



5年間の取組

1 重度障害者への支援の充実【充実】

介護者の急病等の緊急時にも24時間対応できる相談体制とショートステイを備えた多機能型地域生活支援拠点として、旧石神井町福祉園用地に重度障害者に対応したグループホームを誘致します。

2 医療的ケアが必要な方への支援の充実【充実】

医療的ケアが必要な障害者やその家族の地域生活を支えるため、新たに取得した三原台二丁目用地に、通いの場や家族支援などの機能を備えた多機能型の施設を誘致します。

医療的ケア児の家族が身近な地域で相談ができるよう、医療的ケア児等コーディネートによる相談支援を拡充します。

3 重度化・高齢化対応と日中活動後の支援の充実【充実】

障害者の重度化・高齢化に対応するため、区立福祉作業所を民営化する際に、生活介護事業を開始します。また、就労している家族や介護家族を支援するため、福祉園等の利用時間の延長や移動支援の充実に取り組みます。

4 就労支援の充実【新規・充実】

障害者就労支援センター（レインボーワーク）の体制を強化し、障害者の就労定着を支援します。障害が重度であっても就労できるよう、介護者が通勤や勤務時間中の支援を行う重度障害者等就労支援事業を開始します。

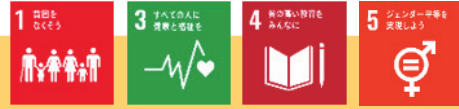
障害者施設の自主生産品の販路の拡大に向けて、電子決済の導入などICT化の支援を行い、工賃向上を図ります。農業者との連携により、農作業の作業種目の拡大について検討し、農福連携の取組を推進します。

5 障害特性に応じたきめ細やかな対応【新規・充実】

買物などの日常生活場面において積極的に声をかけることができるコミュニケーションサポーター養成研修を拡大して実施します。また、手話を紹介する動画を作成するなど、手話言語の普及に取り組みます。

ペアレントトレーニングを開始するなど、発達障害児やその家族への支援を強化します。また、障害児の兄弟姉妹がいる子どもたち同士の交流の場を創設し、不安解消や障害への理解に取り組みます。

ひきこもり、8050問題など支援につながりにくい世帯に対する訪問支援体制を強化するとともに、当事者の立場から相談に応じるピアサポーターを養成し、精神に課題を抱える方の地域生活を支援します。



ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

令和 10 年度末の目標

誰もが、誇りを持って生活できるよう、ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立に向けた、きめ細かな支援を充実

現状と課題

相対的貧困率が高いひとり親家庭を対象に、生活・就労・子育ての 3 つの支援を組み合わせ提供するひとり親家庭自立応援プロジェクトを平成 29 年度から開始し、23 区で最も多くの事業を実施しています。非正規就労の割合の高いひとり親家庭は、物価上昇などの影響を大きく受けており、更なる支援の充実が必要です。

コロナ禍において区は、生活相談コールセンターの設置、ひとり親家庭臨時特別給付金の支給、生活サポートセンターの相談支援員の増員など、生活保護に至る前の支援を機動的に実施してきました。新型コロナによる休業や失業等により、収入が減少した世帯を対象とした生活福祉資金特例貸付の償還が始まること等に伴い、生活困窮者の増加が見込まれます。特例貸付利用者の 8 割が 20 代から 50 代です。円滑に生活サポートセンターなどの支援につなぐため、相談支援体制の強化が必要です。

増加する生活保護受給世帯の自立支援を強化するため、ケースワーカー等を着実に増員してきました。早期の自立に向けてケースワーカーと就労サポート等が連携した就労支援体制の充実が必要となっています。

生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係の破綻などの課題を抱える若年女性に対し、都女性相談センターなどと連携した支援を行っています。令和 6 年 4 月に予定されている困難女性支援法の施行を見据え、民間団体と連携した若年女性支援の強化が求められています。

令和 4 年度ひとり親家庭ニーズ調査

- 39%が貯金 50 万未満
- 38%が家事の負担で悩み（平成 28 年度調査より 16%増）
- ひとり親家庭の総合相談窓口の認知度は 54%

5年間の取組

1 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの深化【新規・充実】

令和4年度に実施したひとり親家庭ニーズ調査の結果を踏まえ、家賃負担を軽減するため、低廉な家賃の住居への転宅を希望する世帯に対し、引っ越し費用や敷金・礼金など転居に要する費用を助成します。子育てや家事などの支援ニーズにきめ細かく対応できるよう、ひとり親家庭ホームヘルプサービスを充実します。早期に区のひとり親支援策につなぐため、離婚前後の親を対象とした支援講座を実施します。養育費確保に向けた更なる支援として、ADR（裁判外紛争解決手続）利用支援事業を充実します。



2 生活困窮者への支援体制の強化【新規・充実】

生活にお困りの方の相談窓口である生活サポートセンターで、オンライン相談を開始します。また、石神井再開発ビル内に生活サポートセンターを新たに設置します。円滑に支援につながるよう、生活保護制度に関するAIチャットボットを実施します。

3 生活保護受給世帯に対する自立支援の充実【充実】

生活保護の新規受給世帯の増加に対応し、きめ細やかなサポートを行うため、今後も適正なケースワーカーの人員を確保します。「就労自立の促進」「生活自立の促進」「次世代育成支援」「適正支給の強化」を4つの重点項目として、生活保護受給世帯の自立支援に取り組みます。特に、就労自立については、求人開拓・事業者とのマッチング・就労定着支援を行う就労サポーターを増員するとともに、ケースワーカー、ハローワーク等が連携して、生活困窮から生活保護に至るまで、切れ目のない支援を実施します。

4 若年女性への支援の強化【新規・充実】

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けられるようにするため、困難女性支援に関する基本計画を策定し、支援調整機能の強化や居場所事業等を実施します。

戦略計画 9

誰もが安心して生活できる地域福祉の推進

令和10年度末の目標

子ども・障害者・高齢者・生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、福祉の各分野を超えた支援体制を構築

現状と課題

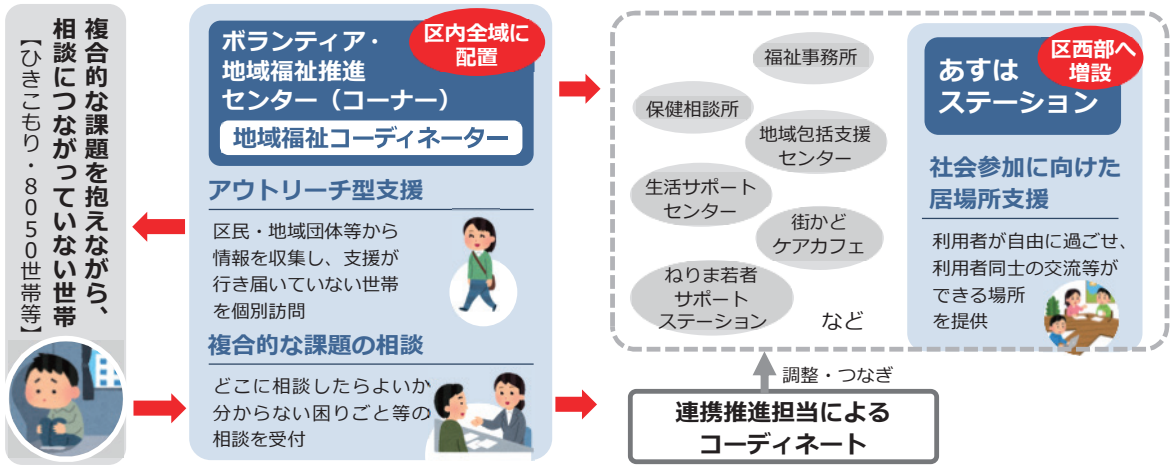
子育て、高齢者介護、生活困窮などの悩みには複合的なものが多く、誰にも相談できずに困っている方々がいます。地域でのつながりが希薄化するなか、コロナ禍での外出抑制などの影響が重なり、社会的な孤立が顕在化し、事態は深刻化しています。

「子ども」「障害者」「高齢者」「生活困窮者」など、施策の対象ごとに構築してきたこれまでの福祉制度と、複雑化する支援ニーズとの間にギャップが生じています。複合的な課題を抱える世帯の孤独・孤立を防止するためには、区民や地域団体、民間事業者、NPO 法人等との協働により支援する必要があります。

増加する認知症高齢者や、障害者等が尊厳ある生活を継続できるようにするため、成年後見制度や権利擁護事業を更に利用し易くする必要があります。

全国の検挙人員に占める再犯者数の割合は上昇傾向にあります。出所者等の中には、様々な生きづらさを抱え立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。安定した生活基盤の確立に向けた支援を行うことで再犯を防止していく必要があります。

(参考) 複合的な課題を抱えながら相談につなげていない世帯への支援



5年間の取組

1 地域活動の推進【充実】

地域で活動してみたいと考える区民を幅広い分野の活動へとつなぎ、地域を支える担い手を広げていきます。

また、生活支援コーディネーターを27か所の地域包括支援センターに1名ずつ配置し、地域で活動する団体等へ元気な高齢者等をつなげる体制を強化します。

2 重層的な支援体制の充実【充実】

複合的な課題に対する支援ニーズへの対応を強化するため、令和5年度から開始したアウトリーチ型の支援や社会参加に向けた居場所支援などの重層的な支援を、区内全域で展開します。

(1) アウトリーチ型支援等の充実

地域福祉コーディネーターを増員し、区内4か所の「ボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）」に配置します。区民や地域団体から地域で気になる方などの情報を収集し、個別訪問を実施するほか、相談に応じ、適切な支援につなげます。

(2) 社会参加に向けた居場所支援の充実

長期間ひきこもり状態にある方等の社会参加のきっかけづくりとなるよう、居場所提供から就労準備・職場定着支援まで行う「あすはステーション」を区西部地域に増設します。

3 権利擁護支援事業の充実【新規・充実】

権利擁護センターに終活相談窓口を設置し、把握したニーズや課題の分析を行い、身寄りのない高齢者等へのサービスの充実に取り組みます。また、後見人候補者の選択肢を増やし適切な後見人が選任されるよう、法人後見を実施する団体への人的・財政的支援を充実します。

4 再犯防止を推進するための取組【充実】

就労・住居の確保や福祉サービスの提供などにより、出所者等の社会的な孤立を防ぐとともに社会復帰を支援するため、再犯防止推進計画を次期地域福祉計画に位置付け、継続的に支援に取り組みます。

安心して医療が受けられる体制の整備

令和10年度末の目標

今後の更なる高齢化の進展を見据え、入院から在宅に至るまで、切れ目なく本人の状態に応じた医療が受けられる体制を整備

現状と課題

区民の命と健康を守るため、病床整備に積極的に取り組んできました。令和4年度には、順天堂練馬病院が、重篤な救急患者に対して高度な医療を総合的に提供する三次救急医療機関に指定されたほか、練馬光が丘病院は、移転・改築により大幅な増床とともに、医療機能を拡充しました。増加する高齢者を支える回復期病床や慢性期病床の整備も進んでいます。

今後、更なる高齢化に対応するため、練馬光が丘病院跡施設を活用した医療・介護の複合施設の整備を着実に進めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大時には、医療提供体制が逼迫するなど様々な課題が顕在化しました。今後想定される大規模災害や感染症の拡大等に備えて、更なる医療提供体制の強化と医療施設の充実を図る必要があります。

脳卒中の後遺症などで長期療養が必要になった場合、高齢者の約5割は在宅療養を希望しており、今後、訪問診療や在宅看取りの需要は更に高まると見込まれます。住み慣れた自宅で安心して医療を受けられるよう、かかりつけ医を中心とした在宅医療の提供体制を充実していくことが求められています。

区民自身が望む医療や介護を選択できるよう、医療や介護を含めた療養生活について早い段階から考え、家族や関係者と共有する取組を普及啓発していくことが重要です。

5年間の取組

1 練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備

医療・介護の複合施設の整備を進め、令和7年度の開設を目指します。医療分野では、地域包括ケア病床および療養病床に加え、区内初となる緩和ケア病床を有する157床の病院を整備します。

2 災害時や感染症拡大時に備えた医療体制の整備【充実】

順天堂練馬病院の新病棟整備を支援し、災害時の応急処置等の対応スペースや備蓄物資等の保管場所、感染症拡大時における感染症患者の隔離スペース等を確保するとともに、増床に向けた調整を進め、医療提供体制の強化を図ります。

3 新たな病院整備の検討

練馬区医療施策検討委員会からの提言を踏まえ、区内の病院配置状況を考慮しながら、今後の医療需要等を見据えた医療機能を有する新たな病院の誘致を目指します。

4 在宅医療提供体制の充実【充実】

練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターと連携し、在宅医療を行う医療機関の休日夜間診療を支援するモデル事業を実施します。あわせて他科連携支援体制の検討を行います。

また、福祉関係機関と連携して相談支援時にACP（人生会議）[※]や在宅療養の仕組みについて周知を進めます。医師会、薬剤師会や消防署等の関係機関とも連携し、ACPの普及啓発に取り組みます。

※ ACP…Advance Care Planning（人生会議）の略。もしものときのために、医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと

身体とこころの健康づくりを応援

令和10年度末の目標

区民一人ひとりが健康的に仕事や子育て、趣味などに取り組んでいけるよう身体とこころの健康づくりを応援する取組を充実

現状と課題

運動不足、栄養の偏りや不規則な食事による肥満などが原因と考えられる生活習慣病が増加しています。

これまで、健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」の開発・提供や小・中学校への健康教育に関する出張講座など、区民の健康づくりに向けた取組を進めてきました。引き続き健康に関心が薄い方など幅広い層に対し、生活習慣を改めることができるよう、本人が無理なく健康な行動を取れるような環境づくりが必要です。

健康であり続けるためには、病気の予防や早期発見、早期治療が重要ですが健康診査、がん検診の受診率は、目標の50%を下回っている状況です。これまで、様々なツールを用いた健診（検診）受診勧奨や、自分が対象の健診（検診）が一目でわかる受診券のチケット化などの取組を進めてきました。引き続き、受診率向上に向けた取組を強化していく必要があります。

日本人の2人に1人は生涯でがんに罹患しています。がん患者の多くの方が治療と仕事や子育てなどを両立して日常生活を過ごしています。がん患者とその家族の生活の質が向上する支援に取り組めます。

区の自殺者は年々減少傾向にありましたが、コロナ禍において一時的に増加しました。自殺防止に向けて、こころの健康問題を抱える方等の支援体制を強化する必要があります。

5年間の取組

1 区の特徴を生かした健康づくり【充実】

区内の自然や区の魅力を感じながらウォーキングができるよう、健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」のコースを拡充します。

また、ねりまならではの新鮮な農産物を活用して、食について学び・体験する機会を設けるとともに、食育応援店や大学などとの協働による食育を推進します。

2 健診等の受診促進【充実】

健診（検診）を受ける行動を後押しするナッジ理論を用いた案内を実施します。高血圧など重大な疾病につながる危険性の高い方で医療機関未受診の方に対して、健診のデータを活用し、医療機関を速やかに受診するよう個別勧奨を実施します。

3 がん対策の推進【新規・充実】

練馬区医師会や医療機関の協力のもとで、健康診査と複数のがん検診を同時に受診できる医療機関を拡充します。

がん患者等ニーズ調査の結果やがん患者等支援連絡会の意見を踏まえて、がんに関する相談先や支援策等の周知・啓発を図るとともに、要望の多いウィッグ等購入費用の助成を開始します。

4 こころの健康問題を抱える方等への支援【新規・充実】

NPO 法人と連携した相談支援や、LINE やアプリ等により広く情報を発信し、適切な相談窓口につながります。また、区内の経営者等向けのメンタルヘルスケア講座や、高校生を対象とした若年ゲートキーパー（自殺防止対策の要となる人材）の養成講座を実施します。

三次救急に指定された順天堂練馬病院と連携し、保健師・地域精神保健相談員が自殺未遂者やその家族の相談に応じ、支援します。